

地域医療構想調整会議における 議論の進捗状況について（その2）

地域医療構想調整会議の進め方のサイクル（イメージ）

○ 次のような年間のスケジュールを毎年繰り返すことで、地域医療構想の達成を目指す。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
国		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修（前期） データブック配布及び説明会 基金に関するヒアリング 			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修（中期） 地域医療構想の取組状況の把握 			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修（後期） 病床機能報告の実施 							
都道府県		<p>（平成29年度については、第7次医療計画に向けた検討を開始）</p> <p>●具体的な機能分化・連携に向けた取組の整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県全体の病床機能や5事業等分野ごとの不足状況を明示 <p>●病床機能の分化・連携に向けた好事例や調整困難事例について収集・整理（国において全国状況を整理）</p> <p>●地域住民・市区町村・医療機関等に対する情報提供（議事録の公開、説明会等）</p>													
調整会議		<p>1回目</p> <p>●病床機能報告や医療計画データブック等を踏まえた役割分担について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 不足する医療機能の確認 各医療機関の役割の明確化 各医療機関の病床機能報告やデータブックの活用 			<p>2回目</p> <p>●機能・事業等ごとの不足を補うための具体策についての議論</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で整備が必要な医療機能を具体的に示す 病床機能報告に向けて方向性を確認 			<p>3回目</p> <p>●次年度における基金の活用等を視野に入れた議論</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度における基金の活用等を視野に入れ、機能ごとに具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能分化・連携若しくは転換についての具体的な決定 			<p>4回目</p> <p>●次年度の構想の具体的な取組について意見の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において不足する医療機能等に対応するため、具体的な医療機関名や進捗評価のための指標、次年度の基金の活用等を含むとりまとめを行う 				

地域医療構想調整会議における議論の状況

以下は、平成29年9月末までの議論の状況について、全341構想区域の状況をまとめたもの。

現状分析に関する取組の状況

▶調整会議の開催状況について

平成29年7月～9月末 268回／217構想区域

〔平成29年4月～6月末 150回／136構想区域〕

▶調整会議以外の取組(意見交換会等)の開催状況について

平成29年7月～9月末 79回／53構想区域

〔平成29年4月～6月末 14回／16構想区域〕

▶病床機能報告が未報告の医療機関に関する状況把握

・未報告医療機関 458／14,289施設

・未報告医療機関がある構想区域 150／341構想区域

・うち未報告医療機関の在り方について議論した構想区域 20／150構想区域

〔平成29年6月末時点 10／150構想区域〕

▶非稼働病棟に関する状況把握

・非稼働病棟を有する医療機関 1,763／14,289施設

・非稼働病棟を有する医療機関がある構想区域 299／341構想区域

・うち非稼働病棟の在り方について議論した構想区域 34／299構想区域

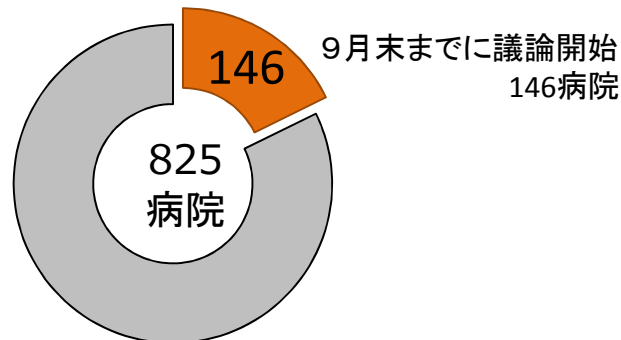
〔平成29年6月末時点 21／299構想区域〕

具体的な医療機関名を挙げた議論の状況

▶公立病院について

・平成29年9月末までに、新改革プランを策定した病院は、**787病院**(策定対象825病院(注))
(注)一般病床及び療養病床を有しない精神科病院は除外した。

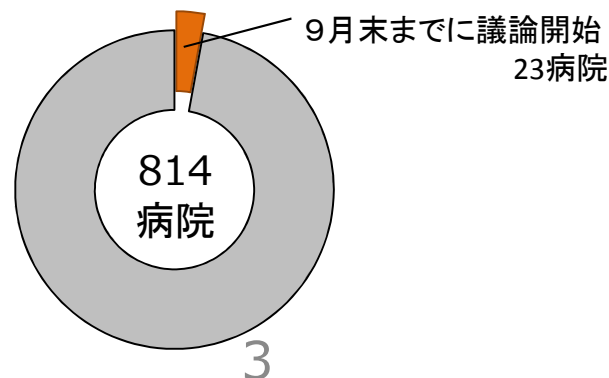
・このうち、9月末までに地域医療構想調整会議でプランについて議論を開始した病院は**146病院**



▶公的医療機関等2025プラン対象医療機関について

・平成29年9月末までに、公的医療機関等2025プランを策定した病院は、**282病院**(策定対象814病院)

・このうち、9月末までに地域医療構想調整会議でプランについて議論を開始した病院は**23病院**



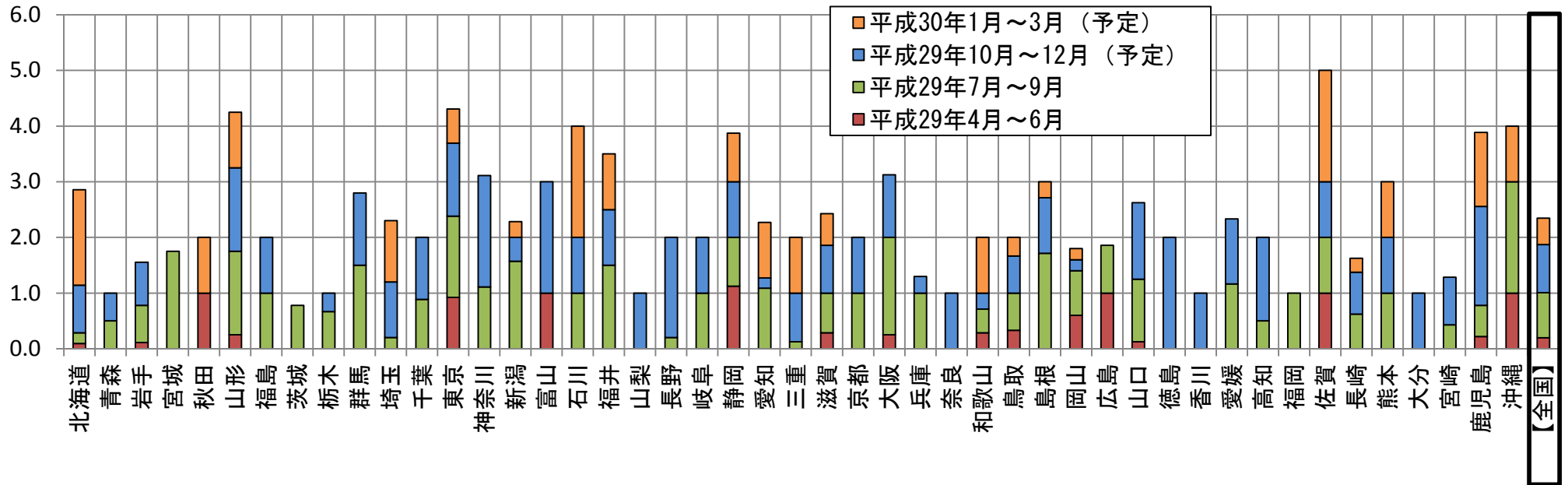
▶(参考)その他の医療機関について

・公立病院、公的病院等以外の病院であって、自主的な取組として将来に向けた方針を策定している病院は**5病院**

・このうち、9月末までに地域医療構想調整会議でプランについて議論を開始した病院は**5病院**

地域医療構想調整会議における議論の状況

■調整会議の開催状況（開催延べ回数／全構想区域）（平成29年9月末時点）



■意見交換会等の取組例

【奈良県】

県が病院団体との共催による意見交換会及び病院団体等主催の会議において、地域医療構想の実現に向けた意見交換を実施。

- ・地域別（医療圏別）の意見交換会
- ・テーマ別（機能別）の意見交換会
- ・地域医療構想調整会議委員との意見交換会
- ・奈良県病院協会
- ・奈良県医師会
- ・奈良県立医科大学 等

【佐賀県】

担当者が以下の病院団体主催の会議等に参加し、人口構造の変化、地域医療構想の意義や病床機能報告の結果等について説明し、意見交換。

- ・佐賀県病院協会総会、構想区域単位の懇談会
- ・病院事務長懇談会
- ・佐賀県有床診療所協議会総会
- ・医師会主催の在宅医療介護連携推進事業での勉強会 等

【熊本県】

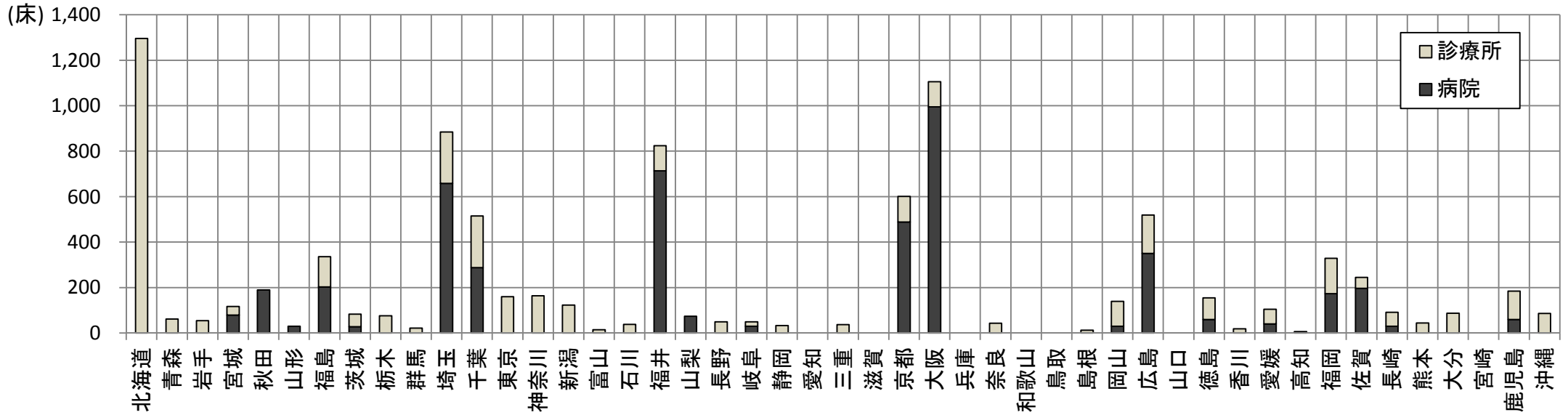
担当者が以下の病院団体主催の会議等に参加し、地域医療構想の意義や調整会議の議論の概要等について説明し、意見交換。

- ・熊本県医療法人協会主催の定例会
- ・熊本大学医学部附属病院連携病院長懇談会
- ・熊本県医師会主催の郡市医師会長会議 等

地域医療構想調整会議における議論の状況

■ 病床機能報告が未報告である医療機関の許可病床数

(平成29年9月末時点)



■ 未報告医療機関に関する対応の状況

(平成29年9月末時点)

未報告医療機関なし	未報告医療機関あり	
	全ての未報告医療機関に督促を実施	督促を実施していない医療機関がある
愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 山口県	宮崎県	北海道 福島県 富山県 静岡県 香川県 熊本県 栃木県 神奈川県 新潟県 京都府 大阪府 岡山県
		沖縄県

* 9月末時点で、医療法第30条の13第5項に基づく命令を実施している都道府県はない。

医政局地域医療計画課調べ

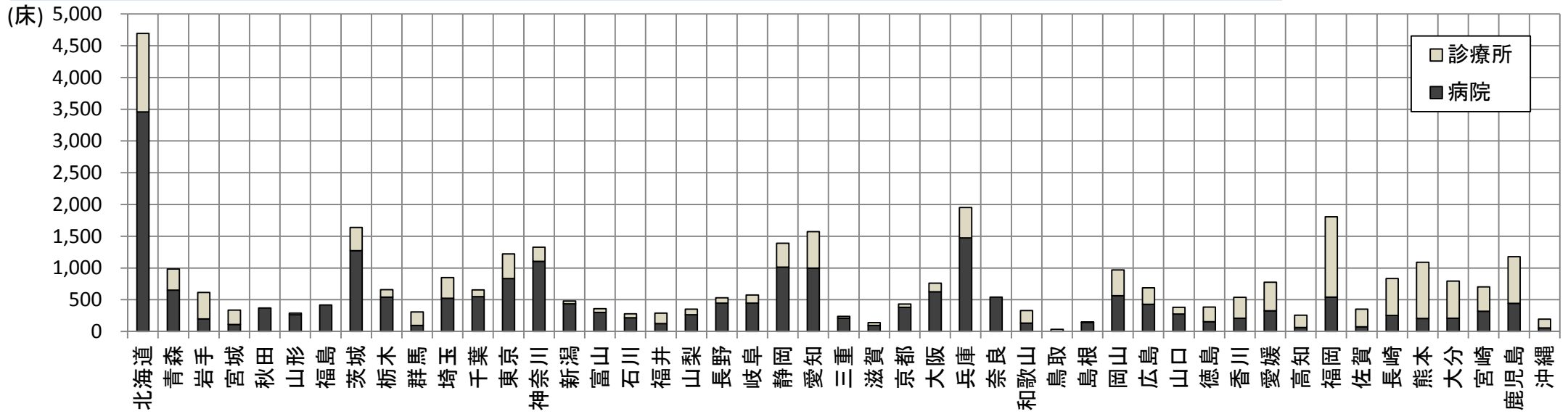
医療法 第三十条の十三

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

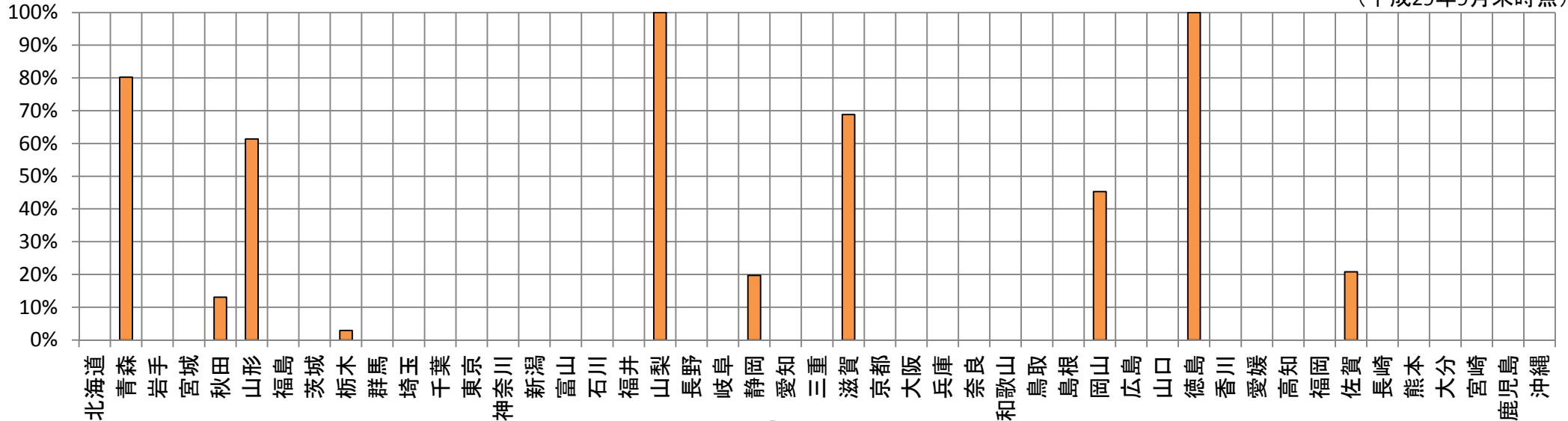
6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

地域医療構想調整会議における議論の状況

■非稼働病棟の病床数 (平成29年9月末時点)

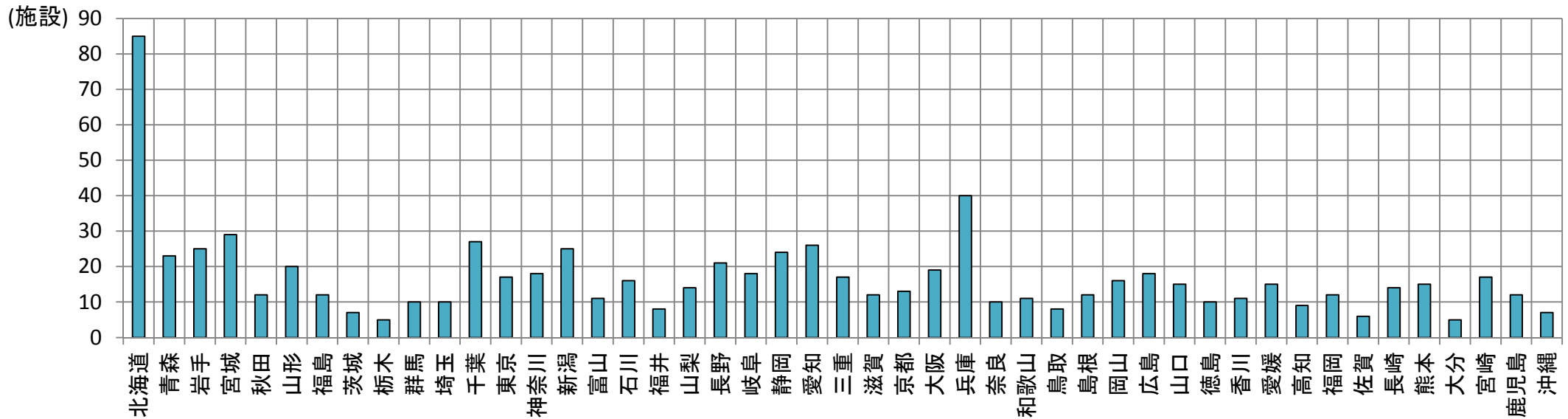


■非稼働病棟を有する医療機関に対する調整会議での議論の状況 (議論済みの病棟の病床数 / 非稼働病棟の病床数) (平成29年9月末時点)



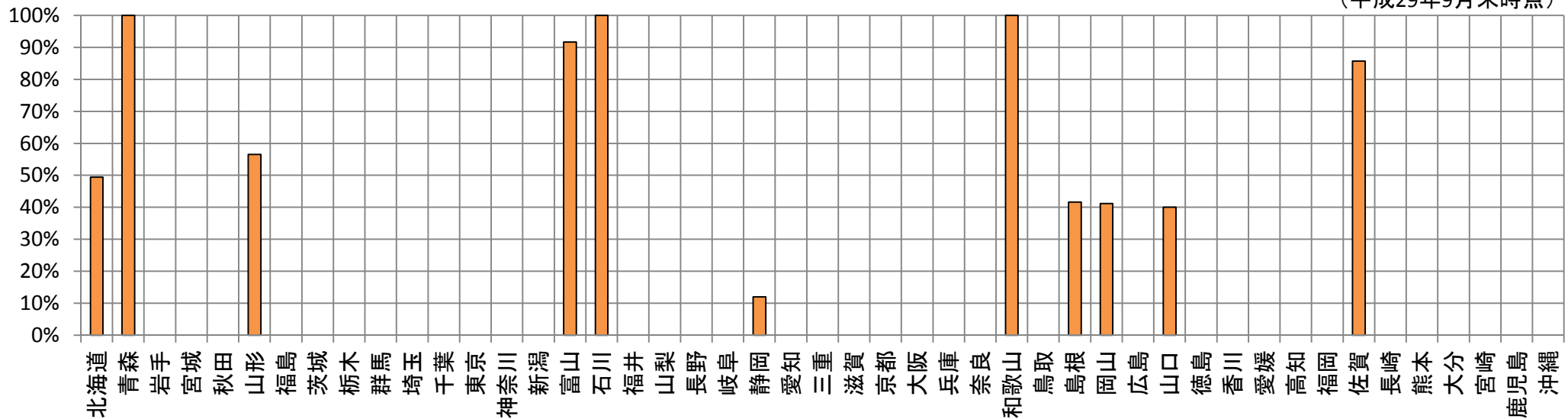
地域医療構想調整会議における議論の状況

■新公立病院改革プランを策定済みの病院数 (平成29年9月末時点) (注)一般病床及び療養病床を有しない精神科病院は除外した。



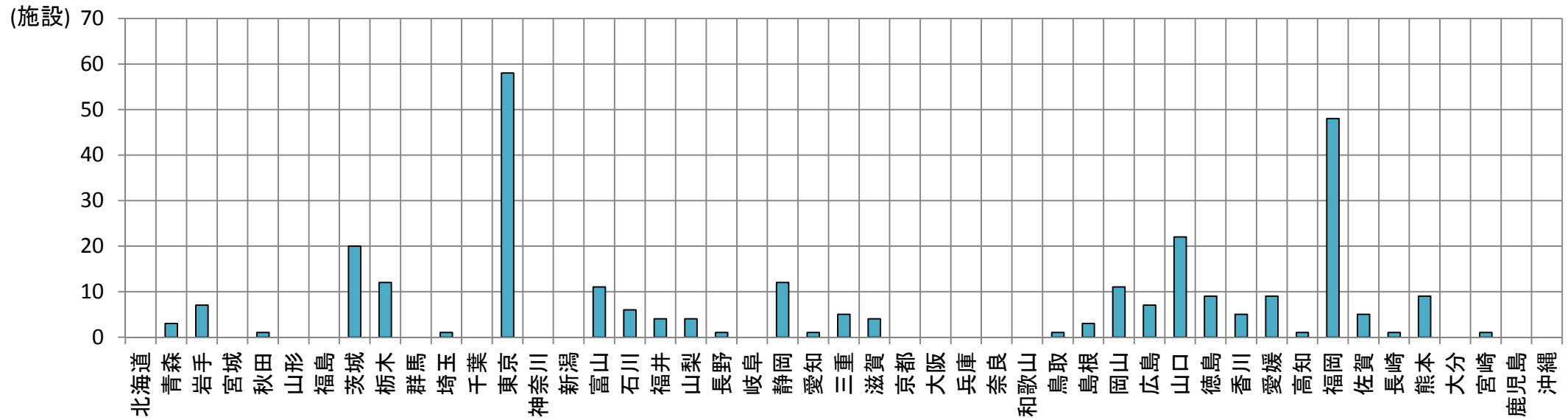
■新公立病院改革プランについて、調整会議での議論を開始した割合 (議論開始済み病院数/プラン策定対象病院数)

(平成29年9月末時点)

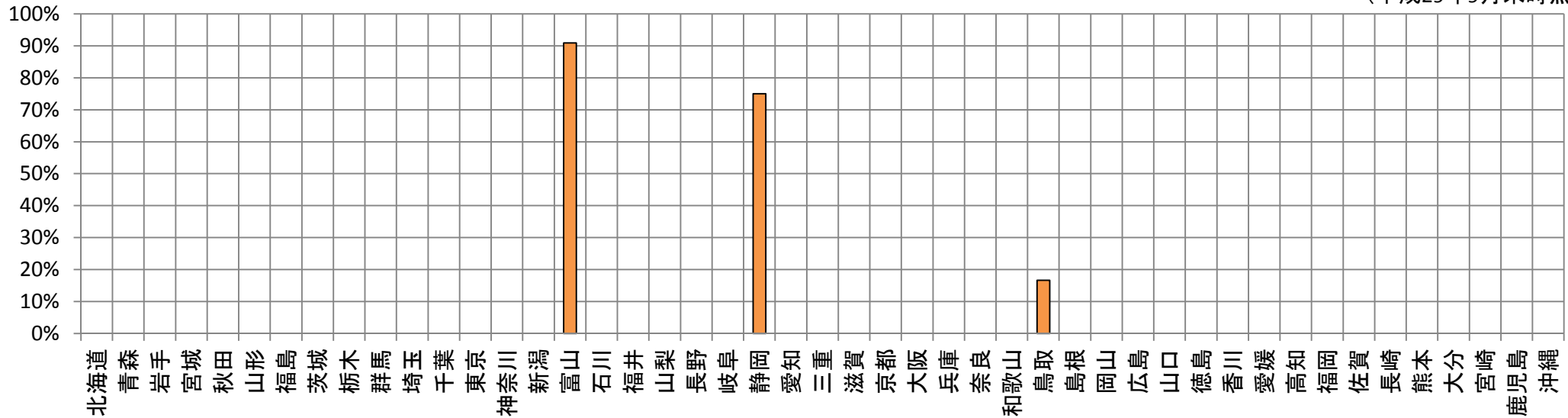


地域医療構想調整会議における議論の状況

■ 公的医療機関等2025プランを策定済みの病院数 (平成29年9月末時点)



■ 公的医療機関等2025プランについて、調整会議での議論を開始した割合 (議論開始済み病院数/プラン策定対象病院数) (平成29年9月末時点)



主要な団体における「公的医療機関等2025プラン」の策定状況

(平成29年10月末時点)

	策定対象	策定完了
日本赤十字社	92病院	20病院
社会福祉法人恩賜財 団済生会	79病院	63病院
厚生農業協同組合連 合会	103病院	39病院
社会福祉法人北海道 社会事業協会	7病院	7病院
国家公務員共済組合 連合会	32病院	23病院

	策定対象	策定完了
公立学校共済組合	8病院	5病院
健康保険組合及び健 康保険組合連合会	9病院	1病院
独立行政法人地域医 療機能推進機構	57病院	24病院
独立行政法人国立病 院機構	137病院	91病院
独立行政法人労働者 健康安全機構	32病院	10病院

(注)・本資料は、厚生労働省医政局が各団体に直接確認し作成した。

・統廃合の予定が決まっており、都道府県との調整の結果、プランを策定しないこととした病院等は、「策定対象」から除外した。

・本部と調整中のものについては、「策定完了」から除外した。

・策定期限について、主に政策医療を担う病院は9月末まで、その他の病院は12月末までの策定を求めているところであるが、実際には、各病院と都道府県が調整し、具体的な協議スケジュールに合わせて策定を進めている。